

平成27事業年度業務実績等報告書「第1-7 調達方式の適正化」より抜粋

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施）

2. 主要な経年データ		達成目標	(参考)	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
評価対象となる指標				実績	構成比									
一般競争 入札等	件数	—	—	16件	100%	12件	100%	12件	100%	18件	95%	14件	93%	
	金額(百万円)	—	—	89	100%	65	100%	65	100%	187	99%	297	99%	
随意契約	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	1件	5%	1件	7%	
	金額(百万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1%	3	1%	
合計	件数	—	—	16件	100%	12件	100%	12件	100%	19件	100%	15件	100%	
	金額(百万円)	—	—	89	100%	65	100%	65	100%	190	100%	300	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。	<主な定量的指標> 一般競争入札等の割合 <その他の指標> なし <評価の視点> 調達等合理化計画に基づき一般競争入札等が実施されているか	<主要な業務実績> 7 調達方式の適正化 (1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 ○ 27年7月31日に「平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画」を制定し、これに基づき調達に関する内部統制を確立し、公正かつ透明な調達手続きを迅速かつ効果的に行うよう努めている。また、当該計画は、信用基金ウェブサイトで公表している。 ○ 上記調達等合理化計画に基づく着実な取組を実施するため、27年11月9日に第3期中期目標が変更されたことに伴い、第3期中期計画及び27年度年度計画の変更を行った（中期計画の変更認可：28年1月20日 年度計画の変更届出：28年1月22日）。 ○ 27年度に締結した契約は、件数で15件、金額で3億円であった。契約方式別にみると、一般競争入札等が14件2億97百万円、随意契約（競争性なし）が1件3百万円となっている（一般競争入札等の全体に占める割合は件数で93.3%、金額で99.1%）。 なお、27年度の随意契約（競争性なし）1件については、林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務に係るもので、同システムの著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できないことから、28年2月5日に契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。	<自己評価> 評定：B 15件中、14件が一般競争入札等となっており、一者応札・応募の改善に向けた取組も着実に実行されていることから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札・応募の改善に向けた取組を実施する。
① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	(1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	(1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。			

(単位：件、百万円)

区 分	一般競争入札等		随意契約		合 計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
27年度	実績	14	297	1	3	15	300
	構成比	93%	99%	7%	1%	100%	100%

注1. 少額随意契約除く。

注2. 一般競争入札等については、企画競争、公募を含む。

- 一般競争入札等14件の応募者数は、1者が6件、2者が4件、3者が2件、4者が1件、5者以上が1件であった。

一般競争入札等に係る応募者数調べ (単位：件)

区分	応募者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
27年度	件数	6	4	2	1	1	14

一般競争入札等に係る落札率調べ (単位：件)

区分	落札率	100%	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	40%台	30%台	20%台	合計
27年度	件数	-	3	6	4	-	1	-	-	-	14

- 一者応札・応募の改善の取組事項については、以下のとおり実施した。

① 仕様書内容の見直し

全案件のうち情報システムに係る契約案件1件については、応募者数を増やすため、運用保守契約期間を前回の契約から3年間（2年→5年）延長して改善を図った。

② 業務等準備期間の十分な確保

全案件について、十分な準備期間（22日～70日）をとって、応募者の仕様書作成に必要な期間を確保した。

③ 公告期間の見直し

全案件について、契約事務取扱細則に定める公告期間（10日以上）よりも長い14日～42日と十分な期間設定を実施することにより、応募者数の確保に努めた。

④ 公告等周知方法の改善

毎年予定されている契約及び実施時期が明らかな契約については、24年度より事前公表を実施しており、27年度においても信用基金ウェブサイトの「契約関連情報」に掲載を行った（27年4月10日）。また、全案件について入札内容・参加要件を信用基金ウェブサイトにより公告する他、入札説明資料は、セキュリティ・機密性の高い契約以外は、信用基金ウェブサイトにより公表した。

⑤ 業者等からの聴き取りを踏まえた改善方策の検討

業者から聴き取った結果によると、設備の賃貸借に係る案件については、応募に当たって事前に現地調査やビル管理会社と調整等を行う必要があり、これに必要な準備期間が不足しているという意見があったため、今後同種の契約が発生する場合には、このような意見を踏まえ期間設定を十分確保することとした。

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 契約監視委員会等により、契約の適正化が図られているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施</p> <p>○ 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、調達等合理化計画の策定及び同計画の自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の競争性が確保されているかの事後点検を行うもので、その構成委員名、議事結果を信用基金ウェブサイト上で公表している。</p> <p>契約監視委員会については、年1回以上開催することとしており、27年度は7月21日に開催し、①27年度調達等合理化計画の策定に係る点検、②契約案件の競争性の確保について事後点検を実施した。</p> <p>その際委員から、①27年4月の契約事務取扱細則の改正により、情報システムの改修や保守を行うことができる者が当該システムの著作権を有する開発業者に限られる場合は、随意契約によることができることとされたが、その場合の契約金額の妥当性のチェック方法、②調達等合理化計画の推進に合わせた内部要領等の見直しの検討が必要ではないか等の意見・提案があった。</p> <p>このため、①については、このような随意契約の締結にあたっては、契約審査会において実際の取引価格等を参考に契約金額の妥当性を確認し、契約監視委員会においてもさらに事後点検を行うこととし、②については、27年度中に「一者応札・応募に係る改善方策」等の内部規程の改正等により対応した。</p> <p>○ 契約審査会は、総括理事（総務担当）、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、調達等合理化計画の推進及び随意契約（少額随意契約及び公募による随意契約を除く）の審査を行うものである。</p> <p>契約審査会については、28年2月5日に開催し、随意契約1件を締結するにあたり、その理由の妥当性について審議した。これは、林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務に係るもので、同システムの著作権を有する開発業者でないとな業務を遂行できないことから、随意契約を行う必要があったものである。</p> <p>○ 競争参加者資格審査委員会は、総括理事（総務担当）、財務担当理事、総括調</p>	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約の適正化は図られており、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き契約監視委員会及び契約審査会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討のうえ実施する。</p>

				整役及び参事をもって構成し、全省庁統一資格を持たない競争参加者の資格審査を行うものである。
--	--	--	--	---

				なお、競争参加者資格審査委員会については、資格審査をすべき競争参加者がいなかったため、27年度の開催実績はない。
--	--	--	--	--

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（取組状況の公表）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。</p> <p>③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。</p> <p>(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。</p> <p>(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 取組状況の公表</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える契約について、27年度は15件を信用基金ウェブサイトで公表した。</p> <p>また、各個別案件について、一者応札・応募の改善項目ごとの取組状況の確認を行い、契約監視委員会における事後点検、競争性のない随意契約については契約審査会での事前審査を行うこと等によりフォローアップを実施した。</p> <p>【公表する契約】 工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円 財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円 賃貸・・・・・・・・予定価格80万円 その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円</p>	<p><自己評価> 評価：B 公表すべき契約をすべて公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に行う。</p>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（監事及び会計監査人による監査の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 監事や会計監査人による入札・契約の適正なチェックを受けているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査の実施（監事による監査の実施）</p> <p>○ 契約に関する文書は、監事監査規程第14条に基づき、決裁文書を施行前に監事に回付することにより、契約の適切性等について事前チェックを受けた（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）。このほか、定例監査（期末監査（27年4～6月）及び期中監査（27年10～12月））において、契約の適切性等について事後チェックを受けたが、指摘はなかった。</p> <p>(会計監査人による監査の実施)</p> <p>○ 会計監査人からは、期中監査（27年10月5～9日、28年2月15～19日及び2月29日～3月4日）、監事に向けた監査計画説明（27年11月9日）及び理事長とのディスカッション（27年11月19日）が実施され、28年4月5日及び5月16日～6月10日には期末監査が予定されている。</p> <p>① 期中監査 各勘定ごとに27年4月から28年2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。 また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的な統制及び業務処理の統制について検証が行われたが、指摘はなかった。</p> <p>② 監事に対する監査計画説明等 監事に対して27事業年度監査計画の概要説明が行われた他、期中監査及び期末監査の実施結果を踏まえた情報交換が行われた。</p> <p>③ 理事長とのディスカッション 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立てること及び効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の運営方針及び内部統制に対する取組や運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B 監事及び会計監査人により、入札・契約の適正な実施、内部統制の有効性及び資産の実在性等について監査を受けていることを踏まえ、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>

正及び誤謬等の発生状況とその未然防止に係る取組状況等について、理事長とのディスカッションが行われた。

④ 期末監査

28年4月5日に期末監査の一部が行われ、資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対する残高確認が行われ、実在性が確認された。

また、各勘定ごとに28年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。